

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	入善町 出産・子育て応援交付金支給に関する事務 基礎項目評価書【令和8年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、出産・子育て応援交付金支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	出産・子育て応援交付金支給に関する事務
②事務の概要	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施することを目的として、令和4年4月1日以降に妊娠又は、出産された方に対し、出産・子育て応援交付金交付要綱に基づき交付金を支給する。 この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①申請兼請求書の受理・審査 ②未支払請求書の受理・審査 ③出産・子育て応援交付金の支払処理 ④関係機関への資料の閲覧、提供、報告 ⑤公金受取口座情報の確認
③システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
出産・子育て応援交付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表(135の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 実施しない (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	元気わくわく健康課
②所属長の役職名	元気わくわく健康課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I-3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表第一(101の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表(135の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事後	
令和6年5月27日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 121の項 (情報提供) なし	(情報提供の根拠) 実施しない (情報照会の根拠) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(160の項)	事後	
令和6年5月27日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839	事後	
令和6年5月27日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画財政課デジタル推進室 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点	令和5年1月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点	令和5年1月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事前	
令和7年1月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事前	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事前	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う修正
令和7年1月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いとされる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事前	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う修正